

東海道線（静岡地区）における地震発生に伴う徐行区間の伝達誤りについて

平成25年8月3日（土）、東海道線 弁天島駅～新居町駅間で、指令員から運転士への徐行区間を誤って伝達したという事象が発生しました。

詳細は以下の通りです。

1. 発生日時 平成25年8月3日（土） 10時03分頃

2. 場 所 東海道線 弁天島駅～新居町駅間

3. 概 況

平成25年8月3日（土）9時56分頃、遠州灘を震源とする地震が発生し、金谷駅～新所原駅間の全列車を停止させました。運転再開にあたり、天竜川駅～新所原駅間を最初に走行する列車に対して、速度25km/h以下による徐行運転の指示を行うところ、指令員は地震計（新幹線）による規制区間（下記【参考】②区間）の確認を行わなかったため、弁天島駅停車中の下り特別快速列車（浜松駅9:44発、大垣駅11:46着、6両編成、約300名乗車）の運転士に対し、通常速度での運転を指示しました。

当該列車が発車後、舞阪駅～新所原駅間（下記【参考】②区間）も徐行規制区間内であることを認めたため、指令員は同列車運転士に対し、直ちに停止を指示し、速度25km/h以下での徐行運転の指示を行い運転を再開しましたが、およそ2分間、制限速度を超えて運転を行いました。（その間の最高速度は100km/hでした。）

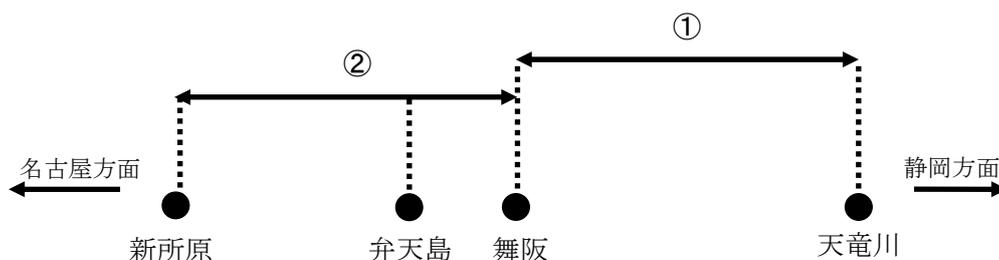
4. 原 因 指令員が地震計（新幹線）による規制区間の確認を行わなかったため

5. そ の 他
- ・徐行規制区間内に停車していたその他の列車は、徐行運転を行いました。
 - ・当該列車に乗車中のお客様に、お怪我等はありませんでした。

【参考】 天竜川駅～新所原駅間の徐行規制区間の内訳

①浜松設置の地震計（在来線）による規制区間（14.8km）

②新居町設置の地震計（新幹線）による規制区間（14.9km）



※一部区間では新幹線地震計を運転規制に活用しております。